

は橋場町・卯辰町のみにて、間々空地あれば、柿木島・油木島・栗林などを付けられたり。寛永・正保の頃、工商の家屋次第に相増し建て廣まりたれど、大方今の本町と云ふ町々のみにて、其の頃までは地子町は甚だ稀也と覺ゆ。萬治二年に小松引越の侍中金澤へ歸るにより、夫々屋敷を賜はり、夫より寺屋敷・侍中の請地、或は地子町夥敷なり、寛文中に城下八方へ建て廣まる事凡そ三拾萬歩に餘れりといへり。其後も少しづつ廣まる事はあれども狹まる事なき故に、享保十一・二年の頃、城下の續きに那方支配の町家建連り、卯辰の新町は近く寶曆年中に建て、段々繁昌すといへり。有澤武貞が金澤細見圖譜にも、府下の益、倍する事、寛文の頃より誠に夥し。然るに近年に至りて那方支配の家居相増して、今の金澤府下昔の府下に比較すれば、稍、五倍なるべしと、享保十九年に記載せり。又高澤忠順が筆記にも、萬治二年より寛文五年迄の間、城下侍屋敷・寺社屋敷・地子町に田島の減じたること、凡そ三十萬歩也といへり。三州志來因概覽附録の街巷來因に云ふ。慶長・一・三年の頃、新仕大祿の士多く成り、府下も日々廣大に及ぶと

いへども、未だ越中富山瑞龍公の諸士移搬なき故に、さほどの事なし。同年高德公薨後、瑞龍公金城へ遷り給ふより府下殿昌、此の頃袋町・博勢町・今町・河原町・大工町・石浦町の七街は半役町と定められ、右町の外役町二千軒、地子町・裏屋小路まで戸數凡そ三萬五千餘とあり。且今年及び十六年、外羅郭の壕塹疏鑿の時、地制かはる事を聞かず。十七年瑞龍公越中致仕領の内十萬石分金澤へ返されける時、及び十九年公薨後高岡より搬宅大小の諸士のため、府下愈廣大に成り、高岡町は此の時移搬の士の第地なりと云ふ。萬治元年微妙公薨去、小松より搬宅の諸士の第地倍蕪し、散地隙壤なし。自餘與力町・足輕組屋鋪等、府街盡頭に出來す。茲に至りて金澤府下、國初に比すれば十倍すと云へり。以上諸記録等に載せたる古老の傳説共にて、市古今の沿革をば勘致すべし。

○市街區別

舊藩中は國初以來、金澤市中邸地の區別、第一武士地、第二町地、第三郡地の三種とす。所謂武士地は藩士の邸地にて、家祿高に應じ歩數の定ありて賜はり、世々傳承して之

を拜領地と稱す。但し與力士・歩士は一代限り賜はる定也。輕卒は組地と稱し、一組々々に纏めて邸地を賜はる。之を大繩と呼べり。又家祿三千石以上の藩士は下邸地を賜はる定にて、其の家士共を其の地に居住せしむ。故に下邸を俗に家中と呼べり。次に町地は、商家・諸職人の邸地にて、本町・地子町の區別あり。本町は金澤の傳馬・人夫及び凡て余荷の諸役銀を割當す。中にも町年寄等を勤むる家柄の町人は、諸役銀を用捨せらる、故に、之を拜領地と稱すれど、武士の拜領地とは異也。其の實諸役免許地也。又地子町は諸役銀を用捨して、一坪二厘五毛宛の地子銀を出す定なり。但し地子地の内拾三町をば、七ヶ所と稱し、半役銀とて地子銀の外に余荷の諸役銀を割當す。是本町に繼きたる町柄にて、元は袋町・博勢町・今町・河原町・大工町・堅町・石浦町の七ヶ町なり。故に七ヶ所と呼べり。又門前地と稱する地子地あり。是は寺地の境内を其の寺院より貸渡し、町家を建てさせ、其の家主より寺院へ地子銀を納めしむる地也。故に其の寺の門前地と稱し、地子町とは異にす。次に郡地は、金澤市中接近の村邑の耕地を請込み、町家を建て、

或は藩士及び社寺の請込地にて、毎歲地子米として其の年の米價を以つて代銀を其の村民へ渡せり。之を米地子と呼び、其の地を相對請地と稱す。以上三等ありて各、異なり。按するに、金澤市中は天正以來の都會にて既に上文に云へる如く佐久間氏以前は城地に本源寺の御堂ありて、本願寺門徒の巨魁共城郭の如くなし守護すといへども、城下といふ事もなく、都て城外は村落の耕地なりしを、佐久間氏初めて尾山八町とて、城郭の外内に町家を建てさせたりと云ふ。さて前田家入封以來は、接近の村落共をば市外へ追出し、耕地を廢して武士地・町地或は社寺の境内とはなしたり。然るに尙後々まで郡地とて、町地に屬せざる邸地あるものは如何にと云ふに、三世中納言利常卿在世中までは、耕地を廢し町地となしたるものは、國初以來の制に隨ひ悉く地子地となし、金澤町奉行所の所轄に屬せしめられたり。然るに萬治元年利常卿薨せられ、小松養老附の諸士金澤へ搬宅し、市中の邸地稍廣大に成るのみならず、商家・諸職人も次第に繁昌するに隨ひ、市中口々の町端接壤の郡地を、追々邑民より請込み町家を建てたり。之を相對請地